

25年12月～26年1月岡山県水産課とのやりとりです。

岡山でも正式に「自ら釣りしません」の項目は書き換えを認めるという回答です。

25年12月19日岡山県のホームページ意見提出フォームに入力↓

遊漁船の業務規程について

広島県の遊漁船みのりです。本日、岡山県笠岡の遊漁船船長より聞いた話です。昨年新しい遊漁船業務規程の提出の際、別表6「自ら釣りしません」の内容を書き換えて提出したが断られ業務規程例どおりの提出をさせられたと連絡頂きました。もうすでにご存知かと思いますがこれは完全に不当な行政処分をされたこととなります。私のページを必ずご確認ください。もし同様の指導・処分された方がいるなら今からでも訂正をしてください。上記の船長にお仲間にも私のページを案内お願いしました。広島県水産課〇〇様に確認してみてください。もちろん水産庁も分かっています。質問書もご確認ください。この件について今後の対応など是非ご連絡ください。

minori40.net

26年1月13日岡山県水産課からの回答ファイル↓

藤原 進 様

岡山県では、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、遊漁船業者の業務の適正な運営と遊漁船の利用者の安全が確保されるよう指導を行っております。

遊漁船業者が業務規程を作成するにあたり、水産庁が示した業務規程例の別表6にある「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」の記載内容を変更しようとするときは、その内容や理由、安全管理体制などを確認し、利用者の安全確保に支障が生じないと判断される場合は、当業務規程の届出を受理しております。

引き続き、利用者の安全確保を図るため、遊漁船業者の適正な安全管理について指導を行ってまいります。

岡山県農林水産部水産課 〇〇〇

26年1月13日岡山水産課からのメールとこちらからの返事↓

ご回答ありがとうございます。

このファイルとメールを個人情報に配慮してその他は原文のままホームページやSNSで公開いたします。

「記載内容を変更しようとするとき……業務規程の提出を受理している」とあります。

意見でも書きましたが24年9月以前に笠岡の遊漁船〇〇〇船長が書き換えを断られたと聞きました。

おそらく24年当時の時点ではそういう判断にされた立場は理解できますが間違いを認め断った事業者に連絡するのが妥当ではないかと思えます。

今後もこの「変更削除が可能であること」「遊漁船船長は釣り禁止でない事」は広めていくつもりです。

ご面倒をお掛けしますが岡山の遊漁船事業者から変更の提出があった場合は誠実な対応よろしくお願ひします。

遊漁船 みのり 藤原 進

minori40.net

-----Original Message-----

From: 農林水産部 水産課

To: april27@ae.auone-net.jp

Subject: 遊漁船の業務規程に関するご意見対する回答について

遊漁船みのり

藤原 進 様

令和7年12月19日にいただいたご意見に対しまして、別添のとおり回答しますので、よろしく取り計らい願ひます。

〒700-8570

岡山市北区

岡山県農林水産部水産課

電 話：

F A X：
